平成２３年（フ）第７１２号
広島県東広島市西条町寺家6874番地４
債務者　堺　　利香（旧姓永野）
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９９５号
広島市中区江波東１丁目13―18、住民票上の住所広島市中区西川口町18番７号
債務者　杉本　敦子
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０１７号
広島県東広島市西条町寺家6874番地４
債務者　堺　　光慶
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１５０号
広島市安佐南区長束西３丁目14番11号
債務者　木村　　泉
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２８７号
広島市東区戸坂中町２番42―104号
債務者　吉田　政和
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３６号
福岡県久留米市高良内町48番地１
債務者　中原　順子
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第５１８号
沖縄県那覇市字国場683番地　栄アパートＢ―１
債務者　宮城　吉行
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１８１号
北海道小樽市潮見台１丁目14番６号、前住所北海道小樽市新富町６番10号　ウエルハイツ301号室
債務者　石畑　　恵
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１８２号
北海道小樽市東雲町３番11号　ニューサンロード204号室、前住所北海道小樽市最上１丁目26番20号
債務者　本前　　明
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１８７号
北海道小樽市松ケ枝２丁目12番４号、前住所北海道小樽市入船４丁目35番26号
債務者　坂田　暁絵（旧姓今西）
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１８８号
北海道小樽市朝里３丁目９番13号
債務者　秋場タツヨ
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１９１号
北海道小樽市稲穂２丁目７番４号　野地アパート31号、前住所北海道小樽市若松１丁目８番16号
債務者　小林　邦子
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１７３号
北海道勇払郡厚真町字宇隆352番地の２
債務者　武田　貴幸
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１１０号
宮城県柴田郡川崎町大字前川字羽根坂山24番地315
債務者　加藤　秀一
1　決定年月日時　平成23年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第９５号
秋田県能代市向能代字平影野23番地21
債務者　石井カヨ子
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２３年（フ）第５０９号
石川県かほく市白尾ナ88番地６
債務者　船崎　政雄
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第５１０号
金沢市山科町ソ44番地８、従前の住所金沢市古府２丁目１番地
債務者　播磨　昌徳
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
金沢地方裁判所